

松山市長 野 志 克 仁

松山市起業家等交流イベント開催支援補助金交付要綱をここに公布する。

記

松山市起業家等交流イベント開催支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、起業家、その支援事業者、投資家等（以下「起業家等」という。）の交流を支援することで、創業の機運醸成を図り、市内の創業を活性化するため、予算の範囲内において、松山市起業家等交流イベント開催支援補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で起業家等の交流による創業の機運醸成を目的としたイベント（次条において「交流イベント」という。）を主催する国又は地方公共団体以外の法人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 市税を滞納している者

(2) 宗教活動又は政治活動に係る事業を行っている者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第5項から第10項までに定める営業を行っている者

(4) 公的な資金の用途として社会通念上不適切であると判断される事業を行っている者

(5) 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）である者又はその役員及び従業員のうちに暴力団員等のある者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第9条第1項に規定

する暴力団関係事業者と取引関係のある者

(補助対象イベント)

第3条 補助金の対象となる交流イベント（以下「補助対象イベント」という。）は、市内で開催される次の各号のいずれかに該当する交流イベントとする。

- (1) 事業活動の紹介，ビジネスの拡大を目的とした交流等の機会を提供するもの
- (2) 起業の疑似体験等を通じて，事業の改善，起業に向けた人脈作り等の機会を提供するもの
- (3) 首都圏等の著名な経営者，投資家等との交流の機会を提供するもの
- (4) その他市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず，次に掲げる交流イベントは，補助対象イベントとしない。

- (1) 年度内に終了しないもの
- (2) 営利，宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- (3) 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると市長が認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，補助対象イベントの開催に係る次に掲げる経費から当該経費に係る消費税及び地方消費税に相当する額並びに当該補助対象イベントに係る参加費，他の補助金その他の収入の額を除いた額とする。

- (1) 会場，機材等の借上費
- (2) 講師謝金等
- (3) ポスター・チラシ等の広報費
- (4) 資料印刷費
- (5) その他イベントの開催に要した費用（飲食費，従業員等の人件費に要した費用を除く。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は，補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）以下の額とし，1の年度当たり10万円を限度とする。ただし，松山市と創業等に関する協定等を締結している補助対象者（以下「協定補助対象者」という。）にあっては，1の年度当たりの限度額は適用せず，1の補助対象イベント当たり50万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助対象者は、補助対象イベントを開催する初日の1月前（協定補助対象者にあつては、14日前）の日までに松山市起業家等交流イベント開催支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次の号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) イベントの内容が分かる資料、チラシ等
- (4) 市税の完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、松山市起業家等交流イベント開催支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(変更及び中止)

第9条 交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定に係る補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは松山市起業家等交流イベント開催支援補助金変更申請書（様式第5号）により、中止しようとするときは松山市起業家等交流イベント開催支援補助金中止申請書（様式第6号）により、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更として相当と認めるものは、この限りでない。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助対象イベントが終了したときは、当該終了の日から起算して2月を経過する日又は交付決定の日が属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、松山市起業家等交流イベント開催支援補助金実績報告書兼請求書（様式第7号）に、次

- (1) 収支決算書（様式第8号）

(2) 費用の支払を証する領収書等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告書の提出がやむを得ない事由により遅延するときは、あらかじめ市長の了承を得なければならない。

(交付)

第11条 市長は、前条の実績報告書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき、又は規則第12条第1項各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(調査)

第13条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助事業者の申請内容等について調査を行うことができる。

(帳簿等の整理)

第14条 補助事業者は、補助金の交付に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日以後に開催する補助対象イベントから適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日に補助対象イベントを実施した補助対象者及び同日から1月以内にイベントを実施する補助対象者における第6条の規定の適用については、同条中「補助対象イベントを開催する初日の1月前（協定補助対象者にあつては、14日前）の日までに」とあるのは、「この要綱の施行の日から起算して1月を経過する日までに」とする。

3 前項の規定により読み替えられた第6条に規定する期間内に補助金の交付の申請をした補助対象者における第10条第1項の規定の適用については、同項中「当該終了の日から起算して2月を経過する日」とあるのは、「交付決定の日から起算して2月を経過する日」とする。